

IFRIC 解釈指針公開草案 D1「排出権」に対するコメント

2003年7月11日

企業会計基準委員会 (ASBJ)  
国際対応専門委員会

1. 我々は、以下の観点から、当初に無償で配分された排出枠はゼロで認識し、排出枠を実績排出量が超過した部分について IAS 第 37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」に従って引当金を計上すべきであると考えます。
2. 公開草案の提案どおり無償で付与された排出枠を無形資産として総額で認識するとした場合、損益計算にミスマッチが生じる可能性が高い。公開草案の提案では、排出枠の当初認識時の相手勘定を繰延収益とする会計処理を想定しているが、IASB では IAS 第 20 号の改訂が検討されており、政府補助金について受領時に収益を一括して認識する処理が採用される可能性がある。無償で配分される排出枠について当初に収益を一括計上するような処理は、期間損益計算を著しく歪めることが明らかであるため同意できない。そのような結果となりそうなことが予想される以上、IAS 第 20 号に依拠することには疑問がある。
3. 仮に、現行の IAS 第 20 号を前提にしても、提案に従えば、排出枠の市場価値の変動の影響により損益計算にミスマッチが生じる。費用の測定は排出枠の公正価値に基づいて行われるのに対し、これを相殺する収益の計上は排出枠の当初の公正価値に基づいて行われるからである。排出枠を標準処理により取得原価で測定する場合はもちろん、認められる代替処理により再評価を選択する場合でも、資産側の公正価値の増加は損益計算書に反映されないため、費用と収益の測定が対応しない。
4. 公開草案では、排出枠とその供出義務が資産・負債の定義を満たし、それぞれ独立に存在していること (BC 5 項参照) を根拠に、排出枠と実績排出量に応じた排出枠の供出義務とをそれぞれ別々に資産または負債として認識する会計処理が提案されている。しかし、キャップ・アンド・トレードのスキームに参加する企業が受け取る排出枠は、事業活動から必然的に生じる温暖ガスの排出量がキャップを超えた場合の排出枠供出義務を伴うものであるというリンケージを考慮すべきであると我々は考える。参加企業は、将来の実績排出量を基礎数値とするフォワードの売却と同じようなポジションに置かれており、当初に付与された排出枠は将来の供出義務と一体として扱うことがスキームの経済的実質を反映するものと考えます。確かに、排出枠は市場で売却可能なものである

が、予想される排出量に係る部分の排出枠を企業が売却するとすれば、それは排出枠の価格変動による利益を得ようとする行動と考えられる。そのような取引を会計処理上の基本的想定とするのは、すべての参加者をブローカーとみなすのと同様であり、排出枠を付与される企業のみを対象とした公開草案の前提に反することになる。

5. また、公開草案 D1 の BC 5 項では、その他の理由として、何種類かの排出枠をその供出義務を決済するために用いることがあることや、購入した排出枠は資産であるため無償割当された排出枠も資産計上すべきであること、排出枠とその供出義務は IAS 第 32 号の相殺表示の要件を満たしていないことを挙げて、排出枠を総額で資産計上する根拠としている。しかしながら、については、何種類かの排出枠であっても一定のルールによる換算等により 1 つの排出枠の供出義務の決済に用いることができることを意味するだけであり、資産計上を求める根拠にはならない。また、については、排出枠の購入は一般に供出義務の充足のために行われるものであり、その場合に資産に計上することは純額計上の考え方と矛盾しない。さらに、については、排出枠とその供出義務は金融資産・金融負債ではないため、IAS 第 32 号の相殺要件に厳密に合致する必要はない。企業が両者を相殺する意図を有しているのであれば、純額計上が妥当であると考えられる。
6. 参加企業は、排出枠を超える排出実績が生じた場合に、排出枠の供出または罰金の支払といった義務を負う。これは、過去の事象から生じた参加企業の現在の債務であり、将来において経済的資源が流出する結果が予想されることから、負債である。但し、遵守期間中はその流出の時期又は金額が不確実であるため、参加企業は IAS 第 37 号に従って当該義務を引当金として認識し、遵守期間が終了し確定した場合にはそれを負債として認識して資産と相殺することが適当である。
7. 参加企業は、遵守期間中に市場で排出枠を売却し、現金同等物を得ることができる。しかし、上述のように、参加企業は遵守期間中は排出枠の供出義務から解放されるわけではない。我々は、参加企業が遵守期間中に排出枠を売却した場合の入金額は、遵守期間中に事業を廃止する等により明らかに供出義務を負うことがなくなった場合を除き、遵守期間終了までの間は将来の供出義務に対応するものと考えられるため、負債として認識し、遵守期間終了時にその消滅を認識することが適当であると考えられる。
8. なお、ブローカーについては、スキームへの参加企業と同列に扱わないという公開草案の取扱いに同意する。参加企業は、排出権の価格変動による利益を得ることを必ずしも目的としておらず、ブローカーとは保有目的が明らかに異なるからである。

## 【我々の提案に基づく仕訳例 - D1 設例より】

&lt; 排出枠の無償割當時 &gt;

仕訳なし

&lt; 中間決算 &gt;

仕訳なし

&lt; 期末決算 &gt;

遵守期間中の排出実績が排出枠を超過した分について、引当金を認識

(借) 費用 4.5 (貸) 引当金 4.5

超過した排出実績に対応する排出枠を市場で購入

(借) 排出権 4.5 (貸) 現金 4.5

遵守期間終了後、引当金を負債に振替

(借) 引当金 4.5 (貸) 負債 4.5

排出実績の査定後、排出実績と排出枠とを相殺

(借) 負債 4.5 (貸) 排出権 4.5

遵守期間中の排出権の売却時

(借) 現金 X.X (貸) 負債 X.X

負債は遵守期間終了時に資産（購入した排出権）と相殺するか、または負債の消滅を認識して収益として認識する。

	公開草案 D1 による会計処理	我々の提案による会計処理
中間時	Summary 【年次 P/L】 P/L 収益 (55) P/L 費用 <u>66</u> Net Loss 11	Summary 【年次 P/L】 P/L 収益 0 P/L 費用 <u>0</u> Net Loss 0
期末時	Summary 【年次 P/L】 P/L 収益 (120) P/L 費用 112.5 P/L 費用 (評価損) <u>12</u> Net Loss 4.5	Summary 【年次 P/L】 P/L 費用 <u>4.5</u> Net Loss 4.5